

改 正 案	現 行
（変成器付電気計器検査に係る手数料の額） 第三条 法第五十八条第一項第三号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、変成器付電気計器検査に係る電気計器（施行令第六条で定める特定計量器をいう。以下同じ。）に応ずる別表第二に掲げる金額（同一の変成器とともに使用する二以上の電気計器（二以上の電気計器が構造上一体となっているものを含む。以下この項において同じ。）について同時に変成器付電気計器検査を受ける場合にあつては、それぞれの電気計器に應ずる別表第二に掲げる金額の合算額（二以上の電気計器が構造上一体となっている場合にあつては、同表の備考に規定するところにより算定した額）の六割の額（以下この項において「電気計器に係る額」という。）と、その電気計器とともに使用する変成器に應ずる別表第五に掲げる金額との合算額とする。ただし、法第七十四条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して法第七十三条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器に関し、同項の経済産業省令で定める事項を記載した書面の提出があつた場合については、電気計器に係る額と四百二十円（同一の変成器とともに使用する二以上の電気計器について同時に変成器付電気計器検査を受ける場合にあつては、四百二十円に電気計器の数を乗じて得た額（複合電気計器	（変成器付電気計器検査に係る手数料の額） 第三条 法第五十八条第一項第三号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、変成器付電気計器検査に係る電気計器（施行令第六条で定める特定計量器をいう。以下同じ。）に応ずる別表第二に掲げる金額（同一の変成器とともに使用する二以上の電気計器（二以上の電気計器が構造上一体となっているものを含む。以下この項において同じ。）について同時に変成器付電気計器検査を受ける場合にあつては、それぞれの電気計器に應ずる別表第二に掲げる金額の合算額（二以上の電気計器が構造上一体となっている場合にあつては、同表の備考に規定するところにより算定した額）の六割の額（以下この項において「電気計器に係る額」という。）と、その電気計器とともに使用する変成器に應ずる別表第五に掲げる金額との合算額とする。ただし、法第七十四条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して法第七十三条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器に関し、同項の経済産業省令で定める事項を記載した書面の提出があつた場合については、電気計器に係る額と九百七十円（同一の変成器とともに使用する二以上の電気計器について同時に変成器付電気計器検査を受ける場合にあつては、九百七十円に電気計器の数を乗じて得た額（複合電気計器

(二)以上の電気計器が構造上一体となつてゐるものうち、同種の電気計器を二以上含むものであつて、当該同種の電気計器が同一の検出部及び中央処理装置を有するものをいう。以下同じ。)にあつては、電気計器の種類ごとに、四百二十円と同種の電気計器が一増すごとに十円を合算して得た額の合算額)。次項において同じ。)との合算額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の電気計器について検定と変成器付電気計器検査とを同時に受けようとする者が変成器付電気計器検査について納付しなければならない手数料の額は、その電気計器とともに使用する変成器に應ずる別表第五に掲げる金額とする。ただし、法第七十四条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して法第七十三条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器に関し、同項の経済産業省令で定める事項を記載した書面の提出があつた場合については、四百二十円とする。

別表第二(第二条、第三条関係)

特 定 計 量 器	一個についての金額
一〇七 (略)	(略)
八 電力量計 イ・ロ (略) ハイに掲げるもの以外の交流 用の電力量計(当該電力量計	(略)

(二)以上の電気計器が構造上一体となつてゐるものうち、同種の電気計器を二以上含むものであつて、当該同種の電気計器が同一の検出部及び中央処理装置を有するものをいう。以下同じ。)にあつては、電気計器の種類ごとに、九百七十円と同種の電気計器が一増すごとに十円を合算して得た額の合算額)。次項において同じ。)との合算額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の電気計器について検定と変成器付電気計器検査とを同時に受けようとする者が変成器付電気計器検査について納付しなければならない手数料の額は、その電気計器とともに使用する変成器に應ずる別表第五に掲げる金額とする。ただし、法第七十四条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して法第七十三条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器に関し、同項の経済産業省令で定める事項を記載した書面の提出があつた場合については、九百七十円とする。

別表第二(第二条、第三条関係)

特 定 計 量 器	一個についての金額
一〇七 (略)	(略)
八 電力量計 イ・ロ (略) ハイに掲げるもの以外の交流 用の電力量計(当該電力量計	(略)

別表第四（第二条、第四条関係）

特 定 計 量 器	一件についての金額
一〇四（略）	（略）
五 体積計 イハ（略） ニ ガスメーター (1) 表示機構が電気式のもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの	（略） 五十二万三千六百円 三十一万五百円
ホ（略）	（略）
六〇八（略）	（略）
九 最大需要電力計	百七十二万円
十 電力量計 イ 定格電流が五アンペアのもの ロ イに掲げるもの以外のもの	百七十二万円 百四十八万六千七百円
十一 無効電力量計	百七十二万円

別表第四（第二条、第四条関係）

特 定 計 量 器	一件についての金額
一〇四（略）	（略）
五 体積計 イハ（略） ニ ガスメーター (1) 表示機構が電気式のもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの	（略） 四十五万八千三百円 三十二万八千八百円
ホ（略）	（略）
六〇八（略）	（略）
九 最大需要電力計	四十三万円
十 電力量計 イ 定格電流が五アンペアのもの ロ イに掲げるもの以外のもの	四十三万円 三十七万七千七百円
十一 無効電力量計	四十三万円

備考 (略)	十二、十六 (略)
	(略)

備考 (略)	十二、十六 (略)
	(略)